

# 福祉医療費・返戻等発生報告書 記入例

福祉医療費・返戻等差額発生報告書で報告するもの

- ・減点等により本体保険点数が増減し、患者の自己負担部分について実際に調整した場合
- ・保険資格や福祉医療受給が喪失している場合
- ・自己負担額支払明細書の記載内容に誤りがあった場合  
(国保連合会もしくは市町村が確認済みの項目は報告の必要なし)

市町村毎に別様で作成。提出先は、奈良県国民健康保険団体連合会『自己負担額支払明細書』はデータ化され市町村に提供されるが、『福祉医療費・返戻等差額発生報告書』は原票(紙ベース)が市町村に提供される

## 福祉医療費・返戻等差額発生報告書

〇〇市(町村)長 殿

医科は1、歯科は3、調剤は4、柔整は9、訪問看護は6の該当番号を○で囲む

表 別					機関コード	
医	①	調	4	訪	6	0109999
歯	3	柔	9			

下記のとおり報告します  
作成日(送付日)を記載  
平成17年11月10日

医療機関所在地 奈良市登大路町\*\*  
名称 \*\*病院  
開設者  
電話 0742-##-####

報告書毎に捺印する

印

発生理由を簡潔に記載

本来は市町村毎に別様で作成同一市町村であれば順不同可

整理No	《受給者資格に関する基本情報》											《前回送付の診療情報等》			差額発生後の診療情報等		備考 (発生理由等)										
	公費負担者番号				受給者番号				氏 名			診療年月 年 月	入外区分 入 外	合計点数	自己負担 支 払 額	合計点数		自己負担 支払累計額	自己負担支払額 の差額								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11																
1	4	1	2	9	0	0	2	4	4	0	5	1	2	4	9	大峰 都子	17	10	9	1	②	186	560	155	470	△ 90	減点
2																										②-①	マイナスの場合、後日助成金の返還が行われる(今後交付される助成金との相殺による対応の可能性もあり)
3	9	1	2	9	0	5	8	5	6	7	5	9	6	7	4	三笠 一郎	17	10	9	1	②	552	1,650	952	2,860	1,210	窓口での保険点数計算ミス
4																											プラスの場合、後日助成金が追加交付される
5	7	1	2	9	0	7	6	1	6	8	5	0	0	1	0	耳成 佐助	17	10	9	1	②	2,854	6,710	0	0	△ 5,710	保険外診療
6																											福祉医療は保険の自己負担を助成する制度であるためゼロに修正。窓口での調整がなくとも報告が必要
7	7	1	2	9	0	5	4	8	7	2	3	7	6	2	1	春日 花子	17	10	9	1	②	27,451	54,900	0	0	△ 54,900	受給資格が喪失していたため
8																											福祉医療受給者の保険診療ではないためゼロに修正。窓口での調整がなくとも報告が必要
9	4	1	2	9	0	6	7	7	8	0	0	2	0	7	3	奈良 次郎	17	10	9	①	②	33,648	100,940	33,648	100,940	0	受給者番号の誤報告 前回8003204

窓口調整後の情報を記載

既に報告済みの『自己負担額支払明細書』に計上した情報を記載

- ①この報告書は事業実施主体の市町村に提出すること。
- ②表別欄医科は1、歯科は3、調剤は4、柔整は9、訪問看護は6の該当番号を○で囲む。
- ③報告書が2枚以上にわたる場合はNoを記入し、2枚目以降も捺印する。
- ④入外区分欄は入院は1、入院外は2を○で囲む。
- ⑤「前回送付の診療情報等」欄は、以前に国保連合会に提出した内容を転記すること。
- ⑥「差額発生後の診療情報等」欄は、返戻等により変動したレセプト点数と自己負担支払額の累計額を記載すること。
- ⑦「自己負担支払額の差額」欄(太枠)は、自己負担支払額について、実際に医療機関等の窓口で、受給者との間で生じた支払い差額について記載すること。